

Vol.56

今回は 消費税

相談事例  
紹介

# 会員相談室

相談委員 嶋 協 (神田支部)



電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



## 1. 出向と労働者派遣との違い

事例

A社は、電化製品関係機械のメーカーであるが、その部品については関係会社であるB社が製造したものの供給を受けている。しかしながら、最近その部品に不良品が多くなってきており、その精度を向上させるとともに体制を管理する意味で、しばらくの間A社の技術担当者数名をB社へ派遣し、技術指導を行うこととした。

なお、これらの派遣者の給与は、今までどおりA社が支給することになっているが、業務実態を考慮し、給与、法定福利費、退職給与負担金相当額については、技術指導料の名目で、一部をB社から受け入れる契約になっている。(実際には、それらの金額に若干ではあるが、A社としての人的損失分相当分も加算している。)

また、A社と派遣者との雇用関係は継続されており、派遣期間中については、B社とも雇用関係があるものといえる。

この場合、A社がB社から収受する技術指導料について、消費税の課税関係はどのようになるか。

回答

### (1) 基本的考え方

本ケースにおける問題点は、B社からA社に支払われた技術指導料が、雇用の対価に該当するか否かということである。

法人税法では、出向先法人が自己が負担すべき給与に相当する金額(給与負担金)を出向元法人に支払ったときは、その負担金は出向先法人の給与として取扱うこととしており(法基通9-2-45)、これは名義を問わず実態で判断されることになる。

また、労働者派遣事業の場合であっても、役務提供の対価であることから、法人税法上は損金となるのであるが、消費税法上は、出向の場合は課税対象外取引、労働者派遣の場合は課税対象(支払サイドは課税仕入れ、受取サイドは課税売上)ということになる。

なお消費税法では、雇用と請負の区分及び出向・労働者派遣のケースにおける給与負担金について、基本通達において、次のように定めている。

### (個人事業者と給与所得者の区分)

…消基通1-1-1

事業者とは、自己の計算において独立して事業を行なうものをいうから、個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行なわれる事業に役務を提供する場合は、事業に該当しないのであるから留意する。

したがって、出来高払いの給与を対価とする役務の提供は事業に該当せず、また、請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当するが、支払いを受けた役務の対価が出来高払いの給与であるか、請負による報酬であるかの区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかによるのであるから留意する。

- ① その契約にかかる役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- ② 役務の提供に当たり、事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- ③ まだ引渡しを領していない完成品が不可抗力のために滅失した場合においても、当該個人が権利として既に提供した役務にかかる報酬の請求をなすことができるかどうか。
- ④ 役務の提供に係る材料又は用具を提供されているかどうか。

### (出向先事業者が支出する給与負担金)

…消基通5-5-10

事業者の使用人が他の事業者に出向した場合において、その出向した使用人(以下「出向者」という。)に対する給与を出向元事業者(出向者を出向させている事業者をいう。)が支給することとしているため、出向先事業者(出向元事業者から出向者の出向を受けている事業者をいう。)が自己負担すべき給与に相当する金額(以下「給与負担金」という。)を出向元事業者に支出したときは、当該給与負担金の額は、当該出向先事業者におけるその出向者に対する給与として取り扱う。

(注) この取り扱いは、出向先事業者が実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合にも適用する。

### (労働者派遣にかかる派遣料)

…消基通5-5-11

労働者の派遣(自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他の者の指揮命令を受けて、当該他の者のために労働に従事させるもので、当該他の者と当該労働者との間に雇用関係のない場合をいう。)を行った事業者が当該他の者から収受する派遣料の金銭は、資産の譲渡に該当する。

そこで、「出向」と「労働者派遣」との違いを検討すると次のようになる。

- ◎ 出向…出向者が出向先法人に対して労務の提供を行い、出向元法人における役員又は使用人としての身分を有しながら、同時に出向先における身分も維持していることをいう。
- ◎ 労働者派遣…自己の雇用する労働者を、雇用関係の下に、かつ他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること(当該他人に対し、当該労働者を当該他人に雇用させることを約しているものを含まない。)<労働者派遣法2条>

つまり労働者派遣について、前記した基本通達の要件と照らし合わせて整理すると次のようになる。

- ① 自己の雇用する労働者を労働に従事させること。(派遣元が労働者を雇用すること。)
- ② 他人の指揮命令を受けて、その他人のために労働に従事させること。(派遣先が指揮命令すること。)
- ③ 労働者をその他人に雇用させることを約してするものを含まないこと。(派遣先は労働者と雇用関係にないこと。)

要は、出向と労働者派遣との違いは、派遣先法人(本事例では、「B社」以下同じ。)と労働者との間に雇用関係が存在するか否かということである。

もちろん、労働者は派遣先で役務提供する以上、その指揮命令を受けるのは当然であるが、それが雇用契約に基づくものでなければ出向とはならない。

出向の場合には、派遣先法人と労働者との間に雇用関係があることから、派遣先法人が支払う金銭は給与であることから、仕入税額控除の対象とはならない。

これに対して、労働者派遣契約のように、派遣先法人と労働者との間に雇用関係がなければ、派遣先法人が支払う金銭は労働者の派遣を受けたという行為に係る対価であって、たとえその派遣料の計算根拠が給与等と同様であったとしても、実態は給与ではないことから、派遣先法人では仕入税額控除の対象となり、受け入れる派遣元(本事例では、「A社」以下同じ。)法人では課税売上として取り扱われるのである。

また、給与負担金等は必ずしも実費精算という形で行われるものではなく、本事例

のように、実費相当額に一定金額を加算したり、売上金額の何パーセントという基準で算定される場合もあるが、その場合には、技術指導料等として支払われる金額を給与等相当額からなる部分とそれ以外との部分とに合理的に区分して取り扱うことになると考えられる。(実費精算でないからというだけで、全額が課税対象ということにはならない。)

### (2) 本事例における取扱い

本事例では、派遣先法人であるB社と派遣者との間に雇用関係があるということなので、技術指導料という名目であっても、実質的には雇用の対価として消費税の課税関係は生じないものと思われる。

また、実際には派遣先法人と派遣者との雇用関係があるか否かについて、判断が難しいケースも少なくないことから、今後関係会社間等で類似するような契約を締結する場合には、上記内容を参考に、出向契約にするか労働者派遣にするか、十分に注意する必要がある。



## 2. カラオケスナックの簡易課税の業種区分について

事例

個人で数年前からカラオケスナックを経営しているが、今年から消費税の課税事業者該当することとなった。

原価率及び帳簿処理能力を考慮し、関与税理士と相談した結果「消費税簡易課税制度選択適用届出書」を提出しているが、簡易課税の業種区分は第何種事業に該当するのか。

なお、当店で店内での加熱調理は行っておらず、また「カラオケ代」を飲食代と別には請求してはいない。(実質的には、飲食代に含まれた状態で請求している。)

回答

消費税法における簡易課税の事業区分は、ご承知のとおり、事業者が申告書等に記載する事業区分とは別であり、実際に行う課税資産の譲渡等(取引内容)ごとに判定することになる。

特に、第3種事業から第5種事業については、具体的な事業内容が示されていないことから、おおむね日本標準産業分類を基準として判定することになるため、最初に当該カラオケスナックの業務内容を確認する必要がある。

上記内容から判断すると、当該カラオケスナックにおける業務内容は、ほとんどが酒類及び食事の飲食代であり、それに店員のサービス代及びカラオケ代が合計で請求されるものと想定される。

つまり、日本標準産業分類における大分類M-飲食サービス業の小分類7661バーに該当することから、第4種事業に該当することになる。

ただしカラオケ代を別に請求する場合には、その部分については、いわゆるカラオケボックスと同様の取扱いになり、大分類N-娯楽業の小分類8095カラオケボックス業に該当することから、第5種事業のサービス業に該当することにも注意したい。

### 《参考文献》

「新法令・新通達による事例から見た消費税の実務」 山本守之著 税務研究会

「消費税簡易課税 事例による業種区分の手引き」 神津信一他3名編集 新日本法規

注) 内容は、平成25年1月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。